



Wealth & Asset Management EY Viewpoints | Summer2026

ウェルス&アセットマネジメント
EYビューポイント | 2026年夏号

■ ■ ■
The better the question.
The better the answer.
The better the world works.



Shape the future
with confidence

クライアントの皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本資料「EY Viewpoints(2026年夏号)」は、ウェルス & アセットマネジメント業界に関する制度動向を中心に、関連トピックスやコラム、その他クライアントの皆さまがご関心を寄せていらっしゃる内容を盛り込んでおります。

「EY Viewpoints」を日々の業務に、また最新のビジネス動向の把握にお役立ていただけますと幸いです。

2026年6月



EY新日本有限責任監査法人
ウェルス&アセットマネジメント
セクター長 長谷川 敬





Contents

■ 制度動向トピック..... 3

金融規制(日本・国際)

監査

会計

税制

その他

■ 会計..... 7

【企業会計基準委員会】

企業会計基準第41号

「後発事象に関する会計基準」等を公表

制度動向トピック

国内規制

金融庁・金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告の公表について

金融庁は2026年1月8日、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告書を公表しました。また、報告書公表に先立ち、2025年12月22日に開催された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第11回)の議事録も公表しました。

2025年7月に公表された中間論点整理で残された論点について、2025年10月以降3回にわたり行われた審議の結果を取りまとめたものとなり、具体的には以下の点が示されています。

- プライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から2027年3月期以降順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付け(経過措置としての二段階開示は、適用開始から2年間)
- 開示基準の適用義務化開始時期の翌年から保証を義務付け
- 保証範囲は当初2年間は限定(3年目以降は国際動向等を踏まえ、今後検討)、保証業務実施者を登録制(法人)とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能

国内規制

資産運用業協会「プライベートアセットの投資信託への組入—プライベートアセットの民主化—」を公表

資産運用業協会は2026年3月17日、「プライベートアセットの投資信託への組入—プライベートアセットの民主化—」を公表しました。

政府が公表した「資産運用立国実現プラン」では、「非上場有価証券の流通を促進するための規制緩和」や「投資信託への非上場株式の組入れ」を可能とすることを求め、金融庁は、投資信託等を通じた非上場株式投資を活性化するため、資産運用業協会の自主規制規則の緩和を求めてきました。

グローバル市場においては、上場株式、債券に加えて非上場株式への投資、プライベートクレジットへの投資市場が拡大する中で、個人投資家にも当該投資に関する果実を享受できるようにすべく、すなわち「プライベートアセット投資の民主化」が実行されてきました。

このレポートにおいては、米国や欧州で議論が続いているプライベートアセットの民主化の状況を紹介しつつ、日本における課題が報告されています。

国内規制

金融庁「有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合の留意点」を公表

金融庁は2026年2月20日、上場会社における有価証券報告書の定時株主総会前開示(総会前開示)を促進する観点から、「有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合の留意点」の更新版を公表しました。

2026年2月の企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正により、従来、総会前開示時に求められていた株主総会又は取締役会で決議予定の事項の概要について、自己株式の取得及び剰余金の配当に関するものを除き、原則として記載不要と整理されています。

国内規制

内閣官房・金融庁・経済産業省「人的資本可視化指針(改訂版)」を公表

内閣官房・金融庁・経済産業省は2026年3月23日、「人的資本可視化指針(改訂版)」を作成し、内閣官房ホームページにて公表しました。

当指針は近年、人的資本投資に関して、投資家のみならず労働市場に向けた情報開示の重要性が高まっていることを受け、内閣官房に設置された非財務情報可視化研究会(金融庁・経済産業省がオブザーバーとして参加)で作成されたものです。

今回の「人的資本可視化指針(改訂版)」では、企業が経営戦略と連動した人材戦略を策定し、企業価値向上につながる質の高い人的資本投資を実践・開示するために、主に下記について整理されています。

- 人的資本投資・人材戦略を検討する際のフロー
- どのような人的資本開示が企業と投資家の建設的な対話に有用であると考えられるか

また、同ホームページで公表されている「付録① 経営戦略と人材戦略の連動及びそれを踏まえた指標の開示事例」においては、経営戦略と人材戦略の連動を示している企業の開示事例が紹介されています。

欧州証券市場監視機構(ESMA):通知統計を含むファンドの越境マーケティングに関する報告書を公表

欧州証券市場監視機構(ESMA)は、ファンドの越境配分に関する規則のうち、マーケティング要件及びマーケティング・コミュニケーションに関する第3回報告書を公表しました。今回の報告書には、初めてファンドの越境マーケティング通知に関する統計が含まれています。

各国主管当局(National Competent Authorities)からの情報を基に、報告書では、2023年に第2回報告書が公表されて以来、ファンドのマーケティングを規律する各国規則には大きな変更は生じていないと指摘しています。

ESMAは今回の報告書を通じ、関係者に対して越境ファンド通知件数に関する統計を提供しています。特に分析によると、ルクセンブルクとアイルランドが主要な通知国であり、それぞれ59%及び30%を占めています。UCITSの通知は全ファンド通知の56%を占め、AIFは44%を構成しています。これらの情報は、ファンドの越境マーケティング通知を網羅的に一覧化したESMAのデータベースから取得されたものです。

会計

企業会計基準委員会:企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準(案)」等を公表

企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という。)は2026年1月9日、企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準(案)」等を公表しました。

現行の企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」は、具体的な税金を列挙し、それぞれの税金について規定する税法を参照することにより適用対象となる税金を特定し、会計処理及び開示を定めています。そのため、個別の税金が創設されるたびに都度改正が行われてきました。

一方、本公開草案では、適用対象となる税金について、原則的な枠組みを設け、個別の税目を特定しない方式に見直すこととされ、個別の税金の創設が行われた時であっても、企業会計基準等の改正を行うことなく、補足文書の変更により機動的に対応する方針とされています。

また、本公開草案では、法人税、地方法人税、住民税、事業税及び特別法人事業税の基準法人所得割額(地方税法に基づき標準税率で計算される所得割額)によって課される税金について、その多くが所得を対象として課される税金である点に着目し、国際的な会計基準における法人所得税の定義等を参考にしつつ、法人税その他の課税対象利益を基礎とする税金に関する会計処理及び開示を定めることが提案されています。

本公開草案に関する詳細な解説については、下記リンク先をご参照ください。

[改正法人税等に関する会計基準\(案\)等のポイント | EY Japan](#)

欧州証券市場監視機構(ESMA):新規投資ファンド、投資家コスト削減をけん引

欧州証券市場監視機構(ESMA)は、EUにおける個人向け投資商品のコスト及びパフォーマンスに関する2025年版市場レポートを公表しました。

本報告によると、2024年もEUの投資ファンドの運用コストは低下傾向が続きました。ただし、その主因は低手数料の新規投資ファンドの市場参入であり、既存ファンドにおけるコスト削減は限定的であったと指摘されています。

ESMAのヴェレナ・ロス議長は、新規ファンドを中心にパフォーマンス改善とコスト低下が進み、投資家にとっての成果が向上したと述べました。一方で、恩恵にはばらつきがあり、投資商品の選択が重要であるとしています。また、市場改善を投資家の実質的な利益につなげるためには、透明性の確保と競争促進が引き続き重要であると強調しました。

ESMAは、コストや過去実績に関する分かりやすい情報開示が、投資家の適切な意思決定を支えるとともに、資産運用会社や投資会社が投資家の最善の利益のために行動する責任の重要性を改めて示しています。

会計

企業会計基準委員会:企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等を公表

ASBJは2026年1月9日、企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第35号「後発事象に関する会計基準の適用指針」、企業会計基準第42号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正(その2)」、改正企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」及び改正企業会計基準適用指針第34号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」を公表しました。

なお、当該公表に合わせて、日本公認会計士協会が公表している監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」が廃止されています。

(詳細は、7ページをご参照ください。)

制度動向トピック

会計

企業会計基準委員会：実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」を公表

ASBJは2026年2月27日、実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」を公表しました。

ASBJは2025年2月に、補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」を公表し、2025年3月31日に終了する事業年度の決算での税効果会計の適用における取扱いを整理しました。一方で、当期税金に係る取扱いについては、当該法案成立後、防衛特別法人税の創設に対応した会計基準等の改正を行う予定であるとしていました。

企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準(案)」(以下、「法人税等会計基準案」という。)等の見直しは、周知期間確保の観点から公表のおよそ1年後の4月1日以後開始する事業年度からの適用が検討されており、課税初年度(2026年4月1日開始年度)における準拠基準が空白となり得ることを踏まえ、ASBJは基準改正とは別に実務対応報告として今回の公表に至りました。

なお、ASBJが2026年1月9日に公表した法人税等会計基準案等が最終化された場合、防衛特別法人税の会計処理及び開示に関しては、当該最終化された会計基準等に準拠することとなります。このため、今後最終化された法人税等会計基準案等の適用により、本実務対応報告の適用は終了することが想定されていますが、防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する取扱いが変更となることは想定されていません。

また、本実務対応報告の適用時期は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用となります。

詳細は、下記リンク先をご参照ください。

[実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の公表 | 企業会計基準委員会](#)

税制

OECD：個人のグローバルモビリティに関するパブリックコンサルテーションを開催

OECDは2026年1月20日、個人のグローバルモビリティに関するパブリックコンサルテーションを、パリのOECDコンファレンスセンター及びオンラインによるハイブリッド形式で開催しました。

リモートワークやデジタルノマドの拡大により、従来の「場所に基づく」税制・社会保障制度が実態と乖離し、二重課税、PEリスク、過度なコンプライアンス負担、不確実性が生じており、経済成長と人材流動性を阻害しない国際的なルール整備が求められています。

このコンサルテーションでは、OECD事務局、欧州委員会、世界各国の税務当局関係者、企業代表者らがグローバルモビリティの拡大に伴う税務上の課題について議論しました。OECDは利害関係者からの意見や当コンサルテーションの議論を踏まえ、今後、包摂的枠組みによる検討を進める予定です。

企業は今後のOECDの動向を注視し、自社事業への影響分析と各国当局との対話を進めていく必要があります。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

[OECD、個人のグローバルモビリティに関するパブリックコンサルテーションを開催 | EY Japan](#)

税制

国税庁：UTPR・QDMTTに関する「法人税基本通達の一部改正について」(法令解釈通達)及び趣旨説明を公表

国税庁は2026年1月30日、「法人税基本通達の一部改正について」(法令解釈通達)を公表しました。

これは、国際最低課税残余額に対する法人税(UTPR: Undertaxed Profits Rule)及び国内最低課税額に対する法人税(QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)に関するものです。

また、3月27日には、この法令解釈通達の趣旨説明も公表されています。

詳細は、国税庁の以下のURLをご参照ください。

- 法令解釈通達
[法人税基本通達の一部改正について\(法令解釈通達\) | 国税庁](#)
- 趣旨説明
[令和8年1月30日付課法2-3ほか2課共同「法人税基本通達の一部改正について」\(法令解釈通達\)の趣旨説明 | 国税庁](#)

その他

GPIF:「ESG指数に基づく株式パッシブ運用の効果検証」報告書を公表

GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)は2026年3月23日、「スチュワードシップ活動・ESG投資の効果測定プロジェクト」の一環として、「ESG指数に基づく株式パッシブ運用の効果検証」を実施し、報告書を公表しました。

本報告書の目的は、ESG指数に基づく株式パッシブ運用が、企業の行動やESGへの取組みにどのような影響を与えているかを実証的に検証することにあります。分析では、2017年のESG指数導入以降にGPIFが採用している3つの指数を対象に、指数への組み入れ前後における企業のESG評価などの主要指標の推移を分析しました。

その結果、指数へ組み入れられるタイミングに向かって、企業がESG関連活動を活発化させる傾向は特定のESG評価指標について見られたものの、一部の指標においては変化があまり見られないという結果が示されました。また、各指数への組み入れ後の効果についても同様で、一部では獲得した高いESG評価を維持、または改善が持続する結果が示唆されましたが、その一方で、逆のケースも確認されました。

これらの結果については、今後のESG投資を検討する上で、引き続き継続的な観察と検証が必要であると整理されています。

会計

Accounting Update — 日本

企業会計基準委員会: 企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等を公表

■ 概要

企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という。)は2026年1月9日、企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」(以下、「後発事象会計基準」という。)、企業会計基準適用指針第35号「後発事象に関する会計基準の適用指針」(以下、「後発事象適用指針」という。)、企業会計基準第42号『『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正(その2)』、改正企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」及び改正企業会計基準適用指針第34号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下、合わせて「本会計基準等」という。)を公表しました。

なお、当該公表に合わせて、日本公認会計士協会(以下、「JICPA」という。)が公表している監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」(以下、「監基報560実1」という。)が廃止されています。

■ 本会計基準等のポイント

1. はじめに

我が国では、これまで後発事象に関する取扱いを包括的に定めた会計基準はなく、監査に関する内容だけでなく会計に関する内容も含めて整理されているJICPAが公表した監基報560実1に基づき、実務が運用されてきました。

このような状況の下、会計基準の体系全体が把握しにくいとの課題に対応するため、JICPAが公表した企業会計に関する実務指針(Q&Aを含む。)をASBJに移管するプロジェクトの一環として、監基報560実1における定めを会計に関する内容と監査に関する内容に切り分け、会計に関する内容について会計基準で用いられる表現に見直した上でASBJに移管されています。

本会計基準等では、後発事象に係る会計処理及び開示に関して監基報560実1で示されていた「修正後発事象についての基本的な考え方」及び「開示後発事象についての基本的な考え方」を踏襲した上で、表現の見直しを行うとともに、後発事象の評価期間の整理などが図られています。

2. 本会計基準等の概要

(1) 後発事象の定義(後発事象会計基準第4項)

後発事象とは、「決算日後に発生した企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす事象のうち、評価期間の末日までに発生した事象」と定義されています。

当該定義は、監基報560実1における定義を踏襲しつつ、評価期間に関する見直しを反映したものとなっています。

(2) 後発事象の評価期間(後発事象会計基準第7項、後発事象適用指針第4項、BC7項)

① 原則的な取扱い

後発事象の評価期間の末日は、原則として「財務諸表の公表の承認日」とされています。

② 会計監査人設置会社の計算書類等又は連結計算書類における取扱い

会計監査人設置会社において会計監査人により監査される計算書類等又は連結計算書類に関する後発事象の評価期間の末日は、企業が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則に準拠して計算書類等又は連結計算書類を作成する監査契約上の責任を果たしたことを確認した日※(以下、「確認日」という。)とされています。

※ 当該確認日は、通常、経営者確認書の日付と同一になると考えられる、とされています。

- (3) 修正後発事象、開示後発事象に関する定義並びに取扱い(後発事象会計基準第5～6項、8項、11項)
修正後発事象及び開示後発事象の定義並びに取扱いについては、監基報560実1の内容を踏襲しています。
- (4) 注記事項(後発事象会計基準第10～11項)
後発事象会計基準では、次の注記を行うこととされています。
- 財務諸表の公表の承認
 - 財務諸表の公表の承認日
 - 財務諸表の公表を承認した機関又は個人の名称
 - 重要な開示後発事象
 - 重要な開示後発事象の内容及び影響額等、影響額の見積りができない場合、その旨及び理由
- (5) 期中財務諸表における注記事項(期中財務諸表に関する会計基準の適用指針BC25-3項)
期中連結財務諸表及び期中個別財務諸表において、財務諸表の公表の承認に関する注記は求められていません。

3. 適用時期(後発事象会計基準第13項)

本会計基準等は、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます。
なお、早期適用の定めは設けられていません。

【EY Viewpoints】

- 本会計基準等では、監基報560実1における後発事象の定義を踏襲していますが、評価期間の末日について見直しが行われ、従来の監査報告書日から、原則として財務諸表の公表の承認日へと変更されています。また、この変更に伴い、後発事象の有無にかかわらず、財務諸表の公表の承認日及び承認した機関または個人の名称を注記することが新たに求められます。
- 計算書類等においては、評価期間の末日は、通常、経営者確認書の日付と同一となると本会計基準等において定められています。一方で、財務諸表については、評価期間の末日は、原則として財務諸表の公表の承認日とすることが定められているのみで具体的な取扱いについては明示されておりませんが、当該承認日を経営者確認書の日付と同一と整理し、現行の監査実務との整合性を維持する運用が考えられます。
- 投資信託の財務諸表についても同様に、経営者確認書の日付を基準とした運用が想定されますが、本会計基準等の適用初年度においては、監査報告書日が同一であったとしても、期首日の相違により本会計基準等の適用の有無が混在する可能性があるため、より一層注意が必要です。
- 以上を踏まえると、資産運用会社においては、自社及び運用する投資信託を含め、財務諸表の公表の承認主体及び承認日をあらかじめ整理しておくことが重要となります。なお、実務上は、新たな独立したプロセスを構築する方法に代えて、既存の経営者確認書の確認・署名プロセスに組み込む形で対応することも、実務的かつ効率的な方法の1つであると考えられます。

執筆者のご紹介



公認会計士
池田 佳太郎 Keitaro Ikeda

EY新日本有限責任監査法人
金融事業部 マネージャー

主な経歴

- 2012年 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所
- 資産運用会社、投資信託ならびにPE・不動産・再生可能エネルギー関連の組合監査等に従事
- WAMセクターナレッジ会計ワーキンググループのリーダーとして、当法人内の会計ナレッジの集約及び情報発信を担当。新リース会計の導入に向け、資産運用業への影響を整理・とりまとめ、各社を支援中

編集



公認会計士
安川 卓孝 Takayoshi Yasukawa

EY新日本有限責任監査法人
金融事業部 マネージャー

主な経歴

- 地域金融機関を経て、2007年に監査法人に入所
- 投資事業有限責任組合、証券会社及び投資顧問会社等の監査に従事
- メガバンク系列の証券会社に対する財務アドバイザー業務に従事
- 法人内研修講師などを担当



公認会計士
高橋 一弘 Kazuhiro Takahashi

EY新日本有限責任監査法人
金融事業部

主な経歴

- 2015年 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所
- 投資信託、投資事業有限責任組合、資産運用会社等の監査に従事
- WAMセクターナレッジ会計ワーキンググループ メンバー

監修

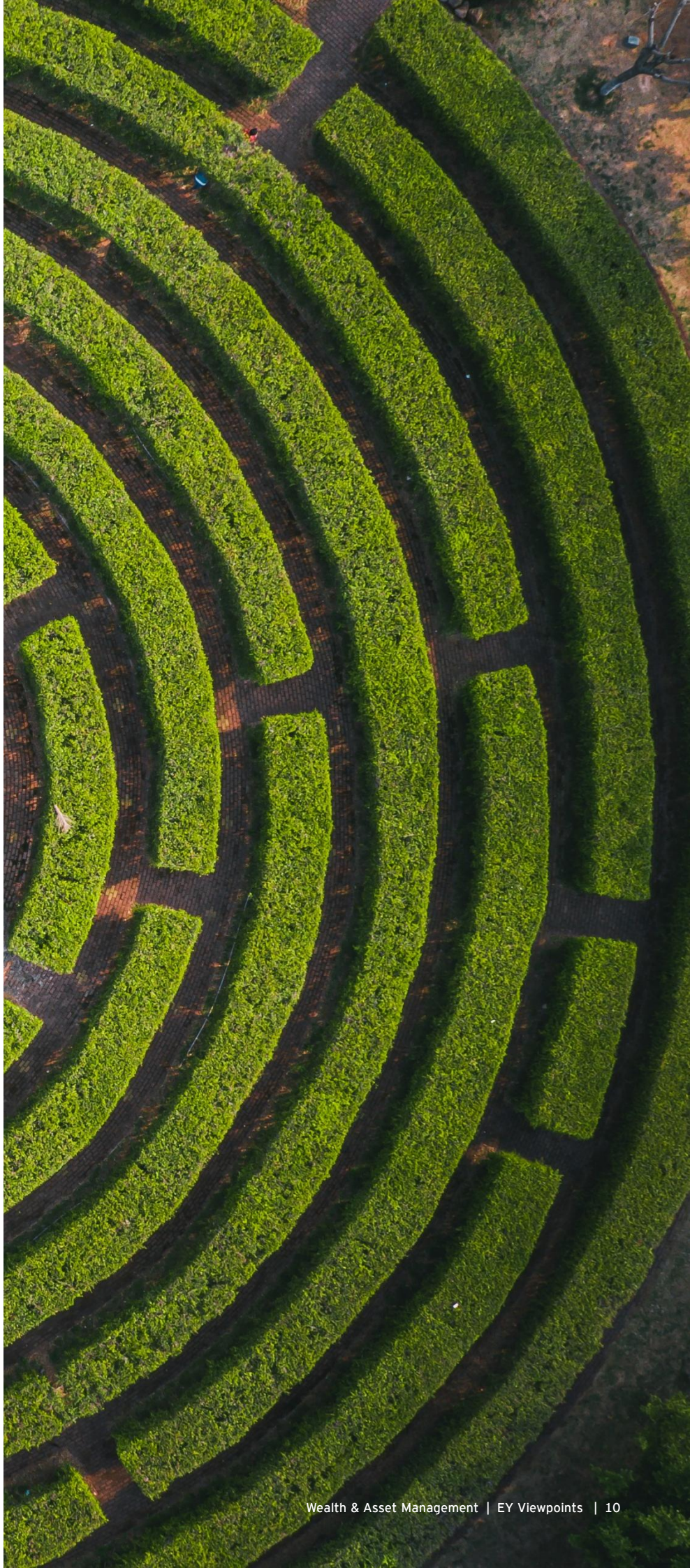


公認会計士
白取 洋 Hiroshi Shiratori

EY新日本有限責任監査法人
金融事業部 アソシエートパートナー

主な経歴

- 1997年に監査法人に入所
- 主に国内大手や外資系運用会社のファンド監査及び会社監査に従事。また、SOCR業務等の保証業務やアドバイザー業務にも従事
- WAMセクターナレッジ推進リーダーを担当



EY Wealth & Asset Management Thought Leadership



[ステーブルコイン:導入状況と市場の期待、規制の明確化 | EY Japan](#)

EY Japanでは、各種SNSでサービスや最新の知見などについて情報を発信しています。

ぜひフォローをお願いいたします。

【Facebook】

facebook.com/EYJapanOfficial/

【X(旧Twitter)】

X.com/Japan_EY

【LinkedIn】

linkedin.com/company/ernstandyoung/ *

【YouTube】

youtube.com/channel/UCr1D56Lk-IGz33yHk-a16mw

*グローバルのアカウントで日本語の情報を発信しています。

EYウェルス&アセットマネジメントセクターのHPでも、情報を発信しております。ぜひご覧ください。

ey.com/ja_jp/wealth-asset-management

また、本内容に関するご質問等は下記までご連絡ください。

E-mail: ey.wam.viewpoints@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp